

平成30年5月18日
消費者庁・財務省・経済産業省・中小企業庁

消費税の軽減税率制度の実施に伴う価格表示について

今般、平成31年（2019年）10月1日から実施される消費税の軽減税率制度の実施に伴う価格表示について、適切な価格表示を推進し、事業者間の公正かつ自由な競争を促進するとともに、一般消費者の適正な商品又は役務の選択を確保することを目的として、関係省庁連名で、同一の飲食料品の販売につき適用される消費税率が異なる場面における小売店等の価格表示の具体例等の取りまとめ（別紙1及び別紙2参照。）を行いましたので公表します。

【本件に関する問合せ先】

価格表示の方法に関する事項	消費者庁表示対策課 03-3507-8800（代表）
軽減税率制度に関する事項 （軽減対象品目、税額計算の方法等）	消費税軽減税率電話相談センター （軽減コールセンター） 0570-030-456
消費税の総額表示義務・総額表示義務の特例に関する事項	財務省主税局税制第二課 03-3581-4111（代表）